



# 長野県報

2月13日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第80号

## 目 次

### 告 示

保安林の指定施業要件の変更（3件）（森林づくり推進課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2

### 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出の取下書提出（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	3
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課）	4
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（建設政策課技術管理室）	4
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	7



森林づくり推進課

### 長野県告示第44号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年2月13日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
千曲市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、千曲市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
 

ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 長野県告示第45号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年2月13日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
千曲市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
 

ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第46号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年2月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡生坂村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、生坂村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**長野県告示第47号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年2月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
南佐久郡南相木村字篠の木6277の26、6277の27、6281の18、6281の19
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**森林づくり推進課**

**長野県飯田建設事務所告示第3号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年3月4日まで、

長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年2月13日

長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

1 路線名 152号

2 供用を開始する区間

飯田市南信濃八重河内1398番の6地先から

飯田市南信濃八重河内802番の5地先まで

3 供用を開始する期日 令和2年2月10日

**道路管理課**

**公告**

令和2年1月9日付けで公告した大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出について、次のとおり取下げ書の提出がありました。

令和2年2月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 届出書の取下げがあった大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友中野駅前店  
中野市大字西条枝垂桜405-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 届出の取下げの年月日  
令和2年1月23日
- 4 取下げの理由  
店舗の所在地を誤って表記していたため。

**産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室**